

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名	財務省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	適格退職年金の積立金に対する特別法人税の撤廃もしくは課税停止措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>適格退職年金の積立金に対する特別法人税</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>適格退職年金の積立金に対する特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長を要望する。なお、同税については、平成23年3月末まで課税停止措置が講じられている。</p>		
関係条文	<p>地方税法 第23条、第51条、第292条、第314条の4</p> <p>法人税法 第8条、第10条の2、第83条、第84条、第87条、第145条の2、第145条の3、第145条の4、附則第20条</p> <p>租税特別措置法 第68条の4</p>		
減収見込額	<p>（初年度）      —      （ ▲11,142 ）      （平年度）      —      （ ▲11,142 ）      （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>適格退職年金制度を安定的に運営すること。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>適格退職年金は平成24年3月31日に制度廃止となる。適格退職年金を含む企業年金等は、公的年金の補完的役割が期待され、その重要性が一層高まっていること及び適格退職年金の現在の運用状況に鑑み、今後の適格退職年金の健全な運営を図り、その制度廃止に向けて各企業年金制度等への円滑な移行を促す観点から、積立金に対する特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長を行う必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 2-1 支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制の構築
	政策の達成目標	勤労者の退職後の生活を支える適格退職年金制度の健全な運営を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置または1年間（平成23年度末まで）の延長とする。
	同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標に同じ）
	政策目標の達成状況	《政策目的の実現状況》 平成23年度末の適格退職年金制度廃止を控え、受託件数、受託残高が減少傾向にあるものの、確実に減税効果が認められる。
有効性	要望の措置の適用見込み	適格退職年金の積立金を受託する機関（生命保険会社、信託会社等）に適用される。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	適格退職年金の積立金の確保が図られ、年金受給者の受給権の保護に資するとともに、適格退職年金制度の健全な運営が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	企業年金各制度については、掛金等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	公的年金の上乗せ部分である適格退職年金の健全な運営を図ることにより、国民の老後の所得保障の充実が図られるとともに、勤労者の財産形成が促進され、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。
	ページ	3—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>適格退職年金の積立金を受託する機関（生命保険会社、信託会社等）に適用される。</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>適格退職年金の積立金の確保が図られ、年金受給者の受給権の保護に資するとともに、適格退職年金制度の健全な運営が図られる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>（政策の達成目標に同じ）</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成7、8、9、11、12、16及び20年度に「特別法人税の撤廃」を要望。</li> <li>・平成10年度に「特別法人税の課税対象を厚生年金基金並みにすること」を要望。</li> <li>・平成13、15、17年度に「特別法人税の課税停止の措置の延長」を要望。</li> </ul>